

財團協調會福岡出張所

たのも當日一日は休業せざる為十七日振替の新附は之れを  
休刊せり。

解決案件

1、火葬は無届及び用のもじ一画を撤回す

と、編輯部の補助を撤去せしめて労働時間を縮減に執行す  
る。

3、并所は従業員の出勤半額其他を節約して増給する。

因みに増給額は賃金力率増進にして増給の積累月極限  
概（見習工）八割五増進、最高増進七割となれり。

以上

3

財團協調會福岡出張所

發第五一號

昭和十一年四月七日

福岡出張所長 清原 進

東京白石基礎合資會社三池港岸壁工事場人夫労働爭議別紙の  
通御送付申上候